

# 男女共同参画プラン よっかいち

## 実施計画

平成 22 年度 ~ 26 年度



平成 23 年 3 月

四日市市

## 【目 次】

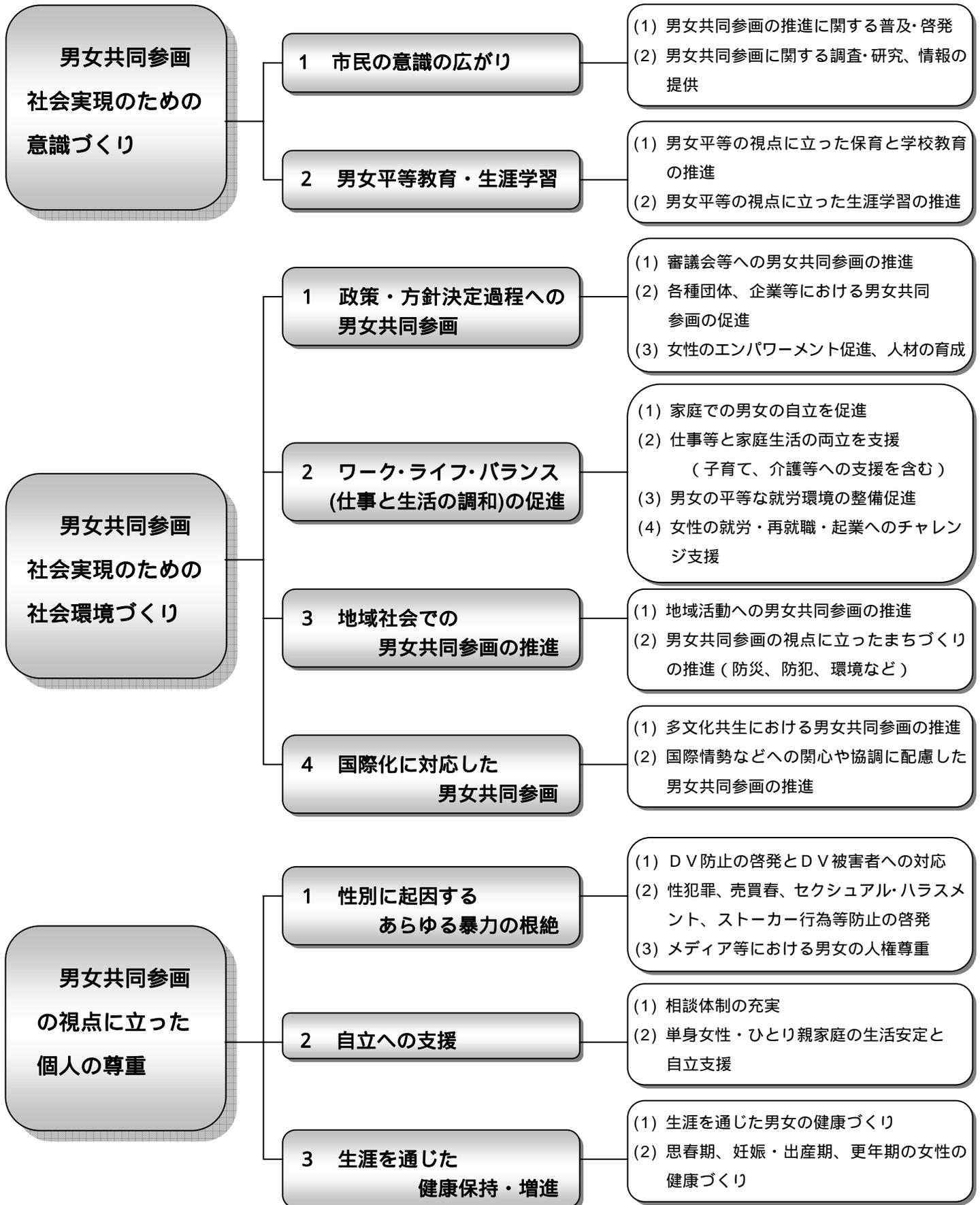
男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図 .....	1
1．実施計画の策定にあたって .....	2
2．基本目標別重点課題の展開 .....	3
基本目標 - 1 .....	3
基本目標 - 2 .....	5
基本目標 - 1 .....	7
基本目標 - 2 .....	9
基本目標 - 3 .....	11
基本目標 - 4 .....	12
基本目標 - 1 .....	13
基本目標 - 2 .....	15
基本目標 - 3 .....	17
3．男女共同参画プランよっかいち・実施計画の推進体制 .....	18
4．実施計画の進捗に関する参考指標 .....	19

# 男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図

## 【基本目標】

## 【重点課題】

## 【施策の方向】



## 1 . 実施計画の策定にあたって

本市は、平成 18 (2006) 年の条例施行後、条例に基づく基本計画の策定について男女共同参画審議会に諮問を行い、平成 19 (2007) 年 6 月に答申をいただきました。この答申を踏まえ、国の計画や行動指針に配慮し、基本計画として位置づける「男女共同参画プランよっかいち」を平成 22 (2010) 年 3 月に策定いたしました。

プランを実効性のあるものとしていくためには、実施した施策の成果や達成の状況を数値で示すことが必要です。そのため、プランの 3 つの基本目標ごとに、特に課題となる事項について数値目標を示すこととしました。これらの目標値は、平成 26 年度中の達成を目指し、年度ごとに取り組みの状況を報告していきます。

また、国の第 3 次男女共同参画基本計画 (平成 23 年度～27 年度;2011～2015) の方向性及びプランの上位計画である四日市市総合計画 (2011～2020) に位置づけられた事業を推進施策の今後の事業計画に盛り込みました。

この「男女共同参画プランよっかいち - 実施計画」に基づき、男女がお互いを尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民や企業の皆様との協働により、施策を着実に推進していきます。

## 2. 基本目標別重点課題の展開

<b>基本目標</b>	<b>男女共同参画社会実現のための意識づくり</b>
-------------	----------------------------

### 目標指標

目標項目	現状値	目標値（平成26年度）
男女平等観を育てる講座等への参加人数	613人	650人

<b>基本目標</b>	<b>男女共同参画社会実現のための意識づくり</b>
<b>重点課題1</b>	<b>市民意識の広がり</b>

### 【プラン・施策の方向】

#### （1）男女共同参画の推進に関する普及・啓発

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワーメントを積極的に進めるため、さまざまな講座や媒体を活用し、市民やNPOなど各種団体とも協働しながら啓発事業を進めていきます。

#### （2）男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供

本市の実状を常に把握し、市民ニーズに応えていくためには、定期的に調査を実施・分析し、その結果を施策に反映させていく必要があります。

また、人々の意識や慣行が形成されるうえでメディアの果たす役割は、極めて大きいことから、男女共同参画の視点に立ったメディア表現を進める一方、市民が様々な情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力を身につけることができるよう働きかけを行います。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	男女共同参画の理念やジェンダーについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区市民センターなど地域での出前講座の開催</li> <li>・市民グループ(団体)との協働による講座の開催</li> <li>・講演会、映画祭、シンポジウムなどの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等を市民と協働して継続して実施する。</li> </ul>	男女共同参画センター
2	男女共同参画の視点に立った情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙「はもりあ（男女共同参画センターだより）」などの発行</li> <li>・ホームページなどによる情報提供の充実</li> <li>・男女共同参画センター図書の実充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙「はもりあ」を毎月発行する。</li> <li>・毎月1回メールマガジンを発行する。（平成23年度から開始予定）</li> <li>・ホームページアクセス件数を平成26年度までに50,000件まで伸ばす。</li> </ul>	男女共同参画センター
3	固定的な役割分担の慣行等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる機会を通じて、地域、職場、家庭、学校等における慣行等の見直しについて啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座で市民の意識変革を図る。</li> <li>・職員研修等で意識付けを行う。</li> </ul>	各課

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
4	女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんかくカレッジなど各種講座の充実</li> <li>・市民グループ（団体）との協働による講座の開催</li> <li>・講演会、映画祭、シンポジウム等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等を市民と協働して実施する。</li> </ul>	男女共同参画センター
5	女性団体・グループのネットワークづくりと活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民グループ（団体）が実施する男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する支援</li> <li>・日本女性会議などへの派遣研修の実施</li> <li>・男女共同参画センターの利用を促進</li> <li>・市民グループ（団体）のネットワークづくりを促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との協働を強化する。</li> </ul>	男女共同参画センター
6	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修等で啓発</li> </ul>	各課
7	メディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メディア・リテラシーに関する講座の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修等で継続して実施する。</li> <li>・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。</li> <li>・さんかくカレッジで講座を企画する。</li> </ul>	男女共同参画課 男女共同参画センター
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭補導等による見守り</li> <li>・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭補導等による見守りを行う。</li> <li>・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う。</li> <li>・出前講座を開催する。</li> </ul>	社会教育課

基本目標	男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2	男女平等教育・生涯学習

### 【プラン・施策の方向】

#### （１）男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進

市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすため、子どもの発達段階に応じた意識の育成を図ります。

#### （２）男女平等の視点に立った生涯学習の推進

子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるような視点が大切です。男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないよう、市民団体等とも協働して学習機会の提供を行います。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	個を大切にしたい保育・教育の充実	・ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・キャリア教育等の充実により、自己実現をしていく力の育成に努める。	指導課
			・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験を受け入れる。	児童福祉課
2	保育士・教職員に対する研修の充実	・講演会、事例研修、公開保育の実施	・授業公開・研修等を実施、教員の資質向上を図る。	指導課
			・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 ・研修回数 7回、参加人数45名 内容：講演会、事例研究、公開保育	児童福祉課
3	男女間で不必要な区別、慣習や慣行の見直し	・性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進  ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・不必要な区別・慣習の見直しをさらに行い、男女共同参画の視点に立った教育を進める。 ・これまでの見直しや取組を継続させていく。	指導課
			・保育園 25/25〔導入済みであるが、さらに見直しを行う〕 ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないか注視していく。 ・遊びの中での遊具や色などの区別がないかを注視していく。	児童福祉課
4	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	・子どもと保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身につける学習の推進 ・子ども一人ひとりが個性や能力を發揮する生き方ができるよう、職業観や勤労観を育てる社会体験学習等の実施	・保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身につける学習を推進する。	指導課
5	セクシュアル・ハラスメントの防止と対応	・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	・各学校にセクハラ対策委員を設け、相談しやすい職場環境を構築する。 ・職員会議、全体研修会などでセクハラに関する研修等を実施する。 ・アンケートを行い、教育委員会事務局より該当校の管理職等に指導する。	学校教育課
			・男女共生教育研究協議会との共催による教職員研修講座を実施する。	教育支援課
			・市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための啓発	人事課

	推 進 施 策	実 施 事 業	2 2 年度以降の計画	担当課
6	男女平等観を育てる講座の充実	・地区市民センターで開催する「ひとづくり、まちづくり」を目的とした多種多様な講座の中で、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座を開催	・地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく。	地区市民センター（市民生活課）
		・家庭教育講座委託事業の実施	・家庭教育講座委託事業を継続実施し、市民の意識啓発を行う。	社会教育課
		・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画支援、出前講座を実施	・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等を市民と協働して実施する。	男女共同参画センター
7	ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の育成と活用	・登録グループへの研修の実施 ・地域で男女共同参画を推進していく要となるアドバイザーの養成	・登録グループのつどいを継続して実施する。 ・登録グループを対象とした研修会を実施する。 ・男女共同参画人材リスト登録者研修を実施する。	男女共同参画センター
8	男女共同参画を推進するグループ等への支援	・男女共同参画に関する情報提供や研修の実施に努めるなど、登録グループへの積極的な支援の実施	・毎月1回情報紙「はもりあ」を送付するとともにセンター事業について情報提供を行う。 ・登録グループ情報の紹介を行う。	男女共同参画センター
9	託児付き講座の推進	・市民大学一般クラスにおける託児設定の促進	・市民大学企画運営団体募集要項に託児設定希望の事項を入れ、託児設定コースについては、運営費を上乗せして募集をかける。	文化国際課
		・地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する。	地区市民センター（市民生活課）
		・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を継続して実施する。	障害福祉課
		・市主催各種講座での託児の実施について各課に働きかけ	・男女共同参画センター全事業にて託児を実施する。 ・他課主催の講座について、託児の実施を働きかけるとともに、託児者の紹介を行う。	男女共同参画課
		・よっかいち人権大学等の各種講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・継続して実施する。	人権センター
10	男女共同参画に関する学習情報の提供	・生涯学習いきいき出前講座の実施	・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同」の項目を継続して設定する。	文化国際課
			・出前講座（男女共同参画課メニュー）を継続して実施する。	男女共同参画センター
		・インターネットによる学習情報の提供	・インターネットによる学習情報を提供する。 ・検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。	文化国際課
		・はもりあ四日市ホームページによる講座情報の提供を行う。	男女共同参画センター	

## 基本目標

## 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

### 目標指標

目標項目	現状値	目標値（平成26年度）
審議会等の女性委員比率	31.5%（22年6月1日現在）	40%以上60%以下

基本目標	男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題1	政策方針決定過程への男女共同参画

### 【プラン・施策の方向】

#### （1）審議会等への男女共同参画の推進

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮を行います。

#### （2）各種団体、企業等における男女共同参画の促進

地域や職場などさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、啓発、情報提供などに努めます。なお、「企業等」には農業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

#### （3）女性のエンパワメント促進、人材の育成

女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、女性のエンパワメントを進め、人材の育成に努めます。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	審議会等への女性参画比率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会等委員に占める女性割合について目標設定</li> <li>・推薦依頼の見直し</li> <li>・人材リストの充実及び活用促進</li> <li>・審議会などにおける託児の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標については、下記のとおり従前の目標どおりとする。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審議会等委員の比率は、男女の一方の数が委員総数の10分の4未満としない構成を目標とする。</li> <li>2. 女性委員0の審議会等は、委員改選の際に解消を図る。</li> </ol> </li> </ul>	人事課
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材リスト登録者数130名（平成26年度末）を目標とする。</li> <li>・人材リスト利用件数年間20件を目標とする。</li> <li>・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づく事前協議を徹底し、適正な登用率となるよう働きかけを行う。</li> </ul>	男女共同参画課
2	管理・監督職への女性登用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・係長以上の役付職員の男女比率を職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等の実施</li> <li>・管理・監督職への女性登用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理・監督職への女性登用に当たっては、中長期的な育成を行う必要があり、職務経験及び能力向上につながる配置等の実施とともに、将来を見据えて係長級や課長補佐級への昇格にも配慮していく。</li> </ul>	人事課

	推 進 施 策	実 施 事 業	2 2 年度以降の計画	担当課
3	女性職員の職域拡大	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、業務上の人員配置に配慮	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、継続して業務上の人員配置に配慮していく。	人事課
4	男女共同参画を進めるための職員研修の充実	・階層別職員研修の行政課題の項目として男女共同参画に関する研修を実施	・階層別研修で継続して実施する。	職員研修所
		・管理職及び男女共同参画推進員等研修を実施	・管理職及び男女共同参画推進員研修を継続して実施する。 ・男女共同参画推進リーダー研修を実施する。	職員研修所 男女共同参画課
		・男女共同参画についての研修会・会議等に派遣	・日本女性会議へ継続して派遣する。 ・各種研修機関へ継続して派遣する。	職員研修所 男女共同参画課
5	各種団体、企業等への情報提供	・男女共同参画にかかる情報提供	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を必要に応じて行う。	商業観光課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・企業訪問を継続して実施する。	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	・さんかくカレッジ、市民企画支援、働く女性支援等において女性リーダーを育成	・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座、男女共同参画人材リスト登録者研修会等を実施する。	男女共同参画センター
7	女性人材情報の収集と提供	・人材リストの充実及び活用促進	・登録グループのつどいを継続して実施する。 ・登録グループを対象とした研修会を実施する。 ・男女共同参画人材リスト登録者研修を実施する。	男女共同参画課 人事課

基本目標	男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2	ワーク・ライフ・バランスの促進

### 【プラン・施策の方向】

(1) 家庭での男女の自立を促進

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

(2) 仕事等と家庭生活の両立を支援(子育て、介護等への支援も含む)

男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭生活と仕事や地域活動などのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

(3) 男女の平等な就労環境の整備促進

特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供を行っていきます。

(4) 女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性がそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、あらゆる手法により支援する取組を進めます。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	・介護保険と高齢者施策の出前講座の実施	・出前講座を継続して実施する。	介護・高齢福祉課
2	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	・乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	・特別保育等の実施については、私立園等と協議しながら順次拡充に努めていく。	児童福祉課
3	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	・ファミリー・サポート・センター事業の充実等	・ファミリー・サポート・センター事業を充実する。	児童福祉課
		・学童保育の実施	・男女問わず、遊びを通じた仲間づくりを促進し、児童の健全育成を図る。	児童福祉課
4	子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実 ・未就学園児や、その保護者に遊び場や交流の場の提供 ・積極的な子育て相談の実施	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実をはかる。 ・未就学園児や、その保護者に遊び場を提供する。 ・積極的な子育て相談を実施する。 ・DVケース等で関係課と連携の強化を図る。	児童福祉課
		・幼稚園での子育て支援事業・園づくり支援事業の実施	・幼稚園での子育て支援事業を継続する。	指導課
5	男女がともに育児を担うための実践的講座の実施	・育児学級「パパママ教室」の開催	・父親の参加向上に向けての休日開催などを実施する。	健康づくり課
		・お父さんと遊ぼう会の実施	・父親の育児参加を促すための「お父さんと遊ぼう会」の継続実施と周知をはかる。 ・男性の育児参画に関する講座を実施する。 ・「お父さんと遊ぼう会」の箇所を1センター増やす。	児童福祉課
		・男性の子育てに関する講座の実施	・父親の子育てマイスター養成講座を継続して実施する。 ・夏休みこどもさんかくカレッジの継続実施 ・男性の育児参画に関する講座の実施	児童福祉課 男女共同参画センター

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
6	高齢期における男女の自立のための講座の実施	・男性のための料理教室の開催	・男性のための料理教室を継続して実施する。	男女共同参画センター
7	介護サービス情報の提供と相談の充実	・各在宅介護支援センター（市内25カ所）で情報提供・相談の実施	・在宅介護支援センターでの情報提供や相談を継続して実施する。	介護・高齢福祉課
8	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	・ワーク・ライフ・バランスの推進	・ワーク・ライフ・バランス推進のための情報提供を充実する。（ホームページの充実）	男女共同参画課
		・子育て中の男女がいきいきと働き続けられる企業表彰の実施	・子育て中の男女がいきいきと働き続けられる企業表彰を実施する。	商業観光課
		・市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進及び月平均30時間を超える長時間職場の解消	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の醸成に努めるとともに、恒常的な長時間残業職場の解消を図る。	人事課
		・総合評価方式入札において育児休業制度導入の企業の優遇	・今後も総合評価方式における入札を拡大し、子育て支援の実施の評価を続ける。	調達契約課
9	労働関係法の普及と啓発	・男女共同参画にかかる国・県などの情報提供	・男女共同参画にかかる国、県などの情報提供を必要に応じて行う。 ・情報紙「はもりあ」による情報提供を行う。 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供を行う。	商業観光課 男女共同参画課
		・雇用実態調査で男女共同参画に関するアンケートを実施	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を調査する。	商業観光課
		・ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを実施	・ワーク・ライフ・バランス講演会等を実施する。	男女共同参画センター
10	労働に関する各種講座の開催	・ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを実施	・ワーク・ライフ・バランス講演会等を実施する。	男女共同参画センター
11	企業と市民に向けての情報提供	・男女雇用機会均等法にかかる国などの情報提供	・男女共同参画にかかる国、県などの情報提供を行う。	商業観光課
		・ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介事例を掲載	・ホームページでワーク・ライフ・バランス推進企業の事例紹介を掲載する。	男女共同参画センター
12	女性の就業機会の拡充	・ハローワーク、マザーズサロン四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・労働相談機関の情報提供 ・市内施設などにパンフレット等を設置	・ハローワークと連携し、求人情報の提供を行う。 ・労働相談機関の情報提供を行う。 ・市内施設等にパンフレット等を備え置き、啓発する。	商業観光課
		・ハローワーク、マザーズサロン四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・再就職応援講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	男女共同参画センター
13	女性の職業能力開発と職域拡大	・就職セミナーや職業能力開発講座の開催	・求職に有利となる資格の取得を支援する。	商業観光課
14	女性起業家への支援	・企業のための情報提供 ・融資等支援制度を広報 ・新規独立開業資金融資斡旋	・起業のための情報提供を行う。 ・融資等支援制度を広報する。 ・新規独立開業資金融資の斡旋を行う。	商業観光課
		・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・女性の起業に関する講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	男女共同参画センター
15	女性の経営への主体的な参画促進	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・女性の経営への主体的な参画を促進する。	農水振興課（農業委員会事務局）
16	専門知識の習得と能力開発などへの支援	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・専門知識の習得と能力開発などへの活動を支援する。 ・実施事業に継続して取り組む。 ・農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援を続け、家族経営協定の締結を促進、女性認定農業者の育成を図り、女性の農業経営への主体的な参画及び更なる地位向上を推進する。	農水振興課（農業委員会事務局）

基本目標	男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題3	地域社会での男女共同参画

### 【プラン・施策の方向】

#### （１）地域活動への男女共同参画の推進

地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

#### （２）男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進（防災、防犯、環境など）

国の男女共同参画基本計画（第2次）にも示されているように、新たな取組を必要とする分野である防災（災害復興を含む）、防犯、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、地域団体等と連携して整えるなどして、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	地域活動への積極的な参画を促すための意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙「はもりあ（男女共同参画センターだより）」の発行</li> <li>・地域で活躍できる女性リーダーの育成</li> <li>・男性カレッジ修了生による新規グループ立ち上げの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報紙「はもりあ」を発行する。</li> <li>・出前講座を積極的に行う。</li> <li>・市民企画によるさんかくカレッジを支援する。</li> </ul>	男女共同参画課
2	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女がともに地域で活動を担っていけるよう啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う。</li> </ul>	市民生活課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災活動を担う女性リーダーの育成を行う。</li> </ul>	危機管理室
3	家庭や地域生活への参画を可能にする職場環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくりに向け、国などのパンフレットを企業等関係機関に送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等のパンフレットを企業等関係機関に送付する。</li> </ul>	商業観光課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業訪問を継続して実施する。</li> </ul>	男女共同参画課
4	各種ボランティア・NPO等との連携による男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供するとともに、情報提供を行う</li> <li>・男女がともに地域でまちづくり活動に参画できるよう、財政面も含め支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。</li> <li>・個性あるまちづくり支援事業費補助金の交付を継続していく。</li> </ul>	市民生活課

基本目標	男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題4	国際化に対応した男女共同参画

### 【プラン・施策の方向】

#### （１）多文化共生における男女共同参画の推進

市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

#### （２）国際情勢などへの関心や協調に配慮した男女共同参画の推進

市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種情報を提供するなどしてその理解を深め、意識を高めるなどの男女共同参画の推進に努めます。

### 【実施計画の事業】

	推 進 施 策	実 施 事 業	22年度以降の計画	担当課
1	諸外国の女性問題理解のための教育・啓発の推進	・国際交流事業、国際理解講座の実施	・国際交流や行政窓口での通訳、国際理解講座を通じて男女共同参画も含めた異文化理解の機会を継続して提供する。	文化国際課
		・国際社会における男女共同参画の情報発信	・情報紙「はもりあ」で世界の男女共同参画の現状を紹介していく。	男女共同参画センター
2	在住外国人女性への支援	・外国人市民への情報提供 ・NPOやボランティアの育成や支援 ・関係機関との連携（男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等） ・外国人市民向けの相談体制の充実	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	文化国際課
3	多文化共生の推進	・男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業の実施	・多文化共生事業を進める中で、誰もが地域を構成する住民として互いの違いを認め合い、ともに暮らしていくという意識啓発を継続して行なう。	文化国際課

## 基本目標

## 男女共同参画の視点に立った個人の尊重

### 目標指標

目標項目	現状値	目標値（平成26年度）
DV防止等女性の人権に関する事項や生涯を通じての健康管理に関わる事項の広報回数	5回/年間	10回/年間

<b>基本目標</b>	<b>男女共同参画の視点に立った個人の尊重</b>
<b>重点課題1</b>	<b>性別に起因するあらゆる暴力の根絶</b>

### 【プラン・施策の方向】

#### （1）DV防止の啓発とDV被害者への対応

種々の相談のなかでも特にDV相談は相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待をとまなっている場合があります。このように、深刻化するDV被害に対応するため、配偶者暴力防止基本計画を策定し、関係機関との連携強化、被害者等への相談支援体制の強化に取り組むとともに、性別に起因するあらゆる暴力を許さないという意識を広げ発生を防止することなど、様々な観点からの対策を計画的に進めていきます。

#### （2）性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止の啓発

性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、関係機関と連携して、市民や事業者に対して啓発に取り組みます。

#### （3）メディア等における男女の人権尊重

ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示・提供される情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないよう、啓発などに努めます。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	女性に対する暴力防止のための市民啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止講演会の開催</li> <li>DVに関する出前講座の実施</li> <li>デートDVについての学習機会やDV防止法改正に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV防止講演会を実施する。</li> <li>出前講座を実施する。</li> <li>市内高校等でのデートDV防止出前講座を実施する。</li> <li>啓発パンフレットを発行する。</li> </ul>	男女共同参画センター
2	被害者への支援	被害者の自立に向けた支援	平成24年度までにDV防止基本計画を策定し、計画に基づき被害者への支援を充実していく。	男女共同参画センター
		DV被害者の施設入所	男女参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う。	児童福祉課
		DV被害者の市営住宅への入居	男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、公募による入居を待つことができないなど緊急の場合は、引き続き空家としてストックしている住宅の供給を行う。	市営住宅課

	推 進 施 策	実 施 事 業	2 2 年度以降の計画	担当課
3	関係機関との連携の強化	・ネットワーク会議への参画等連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内婦人保護所管所属との連携を強化する。</li> <li>・ 婦人相談員研修へ参画する。</li> <li>・ 虐待防止ネットワークとDV防止会議を一体化していく。</li> <li>・ 四日市地域DV防止会議（事務局：三重県桑名保健福祉事務所）に参画する。</li> <li>・ 男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画する。</li> </ul>	男女共同参画センター
		・ 女性相談所、警察、民生委員児童委員等関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談にかかる研修へ参画する。</li> <li>・ 関係機関との連携を強化する。</li> </ul>	児童福祉課
4	セクシュアル・ハラスメントの防止	・パンフレット、ビデオ、図書などによる情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書などでの情報提供を行う。	男女共同参画センター
		・セクシャル・ハラスメントの防止及び排除のための市職員に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防止啓発を継続して行う。</li> <li>・ セクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の啓発を継続して行う。</li> </ul>	人事課
5	メディア・リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政刊行物等への表現の配慮</li> <li>・ メディア・リテラシーを高める講座等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修等で継続して啓発する。</li> <li>・ 情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。</li> </ul>	男女共同参画センター
6	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・ピンクチラシの撤去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭補導等による見守りを行う。</li> <li>・ 有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う。</li> <li>・ 出前講座を開催する。</li> </ul>	社会教育課

基本目標	男女共同参画の視点に立った個人の尊重
重点課題2	自立への支援

### 【プラン・施策の方向】

#### (1) 相談体制の充実

関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図り相談体制を充実させていきます。

#### (2) 単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

特に、経済的、精神的にも負担の大きい単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた取組を進めます。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	相談員の研修	・スーパービジョンの実施	・電話相談ボランティア自主研修を継続して実施する。 ・相談員の外部派遣研修を充実させる。 ・スーパービジョン研修を強化する。	男女共同参画センター
		・スーパーバイザー設置事業 ・弁護士による法律相談及び学習会 ・人権カウンセラー養成講座	・各種相談員資質向上事業を継続して実施する。	人権センター
2	専門家による相談の充実	・女性弁護士による相談の実施	・毎月1回 女性弁護士による弁護士相談を継続して実施する。 ・臨床心理士等専門家相談について検討する。	男女共同参画センター
		・訪問・来所・電話での健康相談の実施	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室等と連携し、相談を充実する。 ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する。 ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	健康づくり課 保健予防課
		・人権センター相談員による相談の実施	・人権センターによる相談を充実し、継続して実施する。	人権センター
3	関係機関との連携強化	・相談内容に応じた関係機関との連携の強化	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	関係各課
		・相談ネットワーク連絡会の充実	・相談窓口担当者により構成される相談ネットワーク連絡会を通じて関係各課と情報共有を図るとともに、相談員が抱える課題の解決に向けた取り組みを継続して行う。	人権センター

	推 進 施 策	実 施 事 業	2 2 年度以降の計画	担当課
4	相談窓口の周知	・市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	関係各課
		・生涯学習いきいき出前講座等の参加者への周知	・講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	関係各課
5	生活安定と自立促進	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を開催	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を継続して実施する。	児童福祉課
		・母子家庭、父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優遇措置の実施	・単身者向け住宅の空家修繕を進め引き続き供給を行っていく。 ・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	市営住宅課
6	各種制度の利用促進と情報提供	・児童扶養手当の支給、一人親家庭等医療費の助成	・児童扶養手当については、法改正により平成22年8月から支給対象となった父子家庭を含め、引き続き支援を行っていく。 ・一人親家庭等医療費の助成については、引き続き実施し、制度のさらなる周知に努めていく。	福祉総務課
		・保育料母子減免、母子寡婦福祉資金の貸付	・母子家庭の経済的支援と自立のための事業を行う。	児童福祉課
7	相談の充実	・母子自立支援員による相談の充実	・母子自立支援員による相談を充実する。	児童福祉課
		・女性相談員による相談の充実	・女性相談員による相談体制を強化していく。	男女共同参画センター

基本目標	男女共同参画の視点に立った個人の尊重
重点課題3	生涯を通じた健康保持・増進

### 【プラン・施策の方向】

#### （１）生涯を通じた男女の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生涯を通じた男女の健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

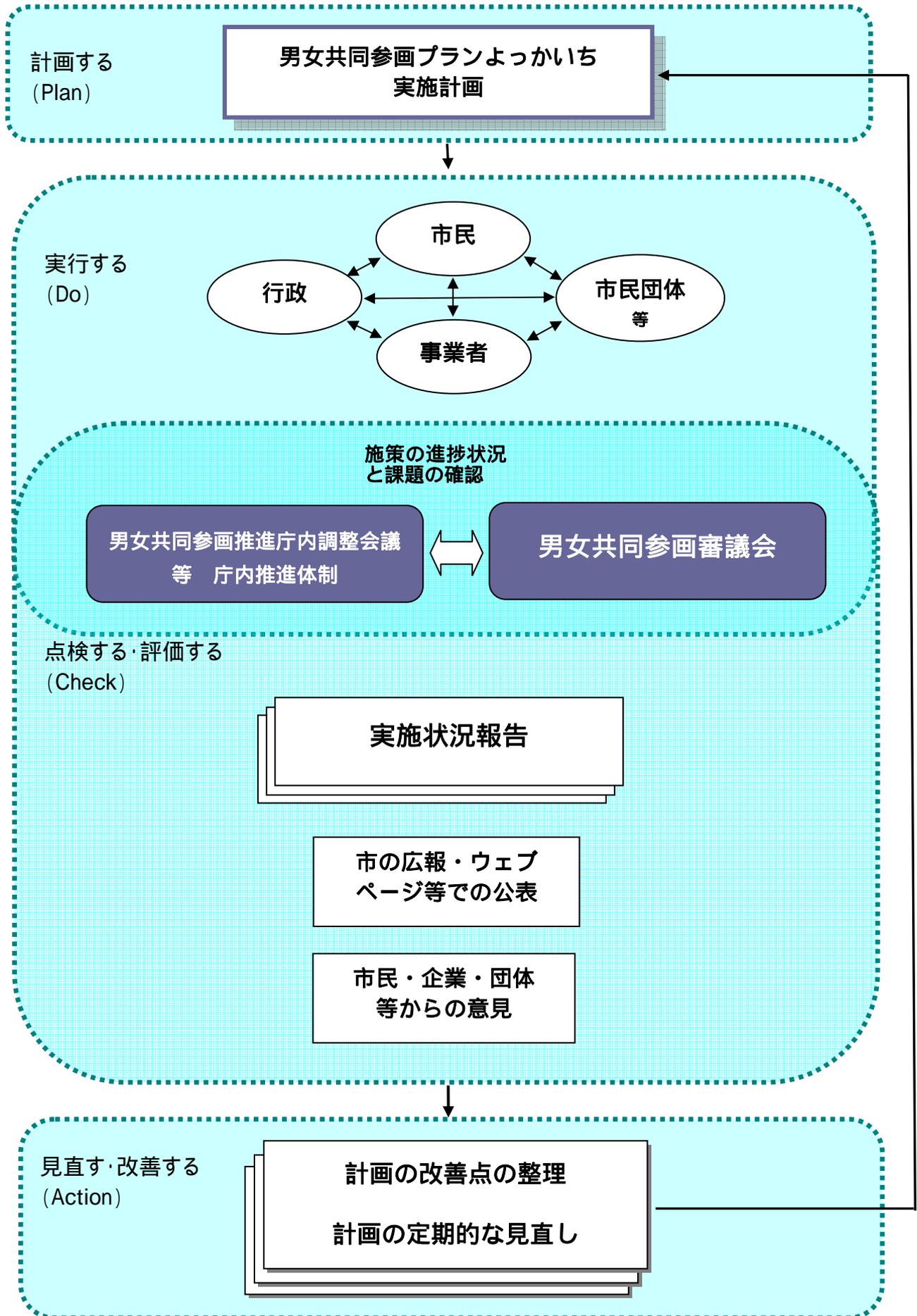
#### （２）思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供などを通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくりを支援していきます。

### 【実施計画の事業】

	推進施策	実施事業	22年度以降の計画	担当課
1	各種健（検）診の充実	・各種健（検）診（子宮がん・乳がん等）について継続実施	・継続して事業を実施していく。（クーポン配布については、国の動向を見ながら継続の予定）	健康づくり課
2	女性外来の充実	・本市における女性外来の開設	・女性外来を設置する医療機関の周知に努める。 ・市立四日市病院の女性医師等の人材確保に努める。	健康総務課 市立四日市病院
3	健康増進、生活習慣病予防、介護予防講座の充実	・生活習慣病の予防改善や介護予防事業の充実 ・市民と協働した、生涯を通じて健康づくりに取り組む機会や場の拡大	・市で実施する健康づくり事業充実に加え、健康ボランティアによる地域の身近な場所での健康づくり実践活動の拡大を行う。	健康づくり課
4	女性のための健康相談・情報提供の充実	・訪問・来所・電話での健康相談の実施	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室と連携し、相談を充実する。 ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する。 ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	健康づくり課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	・命の尊厳や心のつながりを重視し、発達段階に応じた性教育を推進	・学習指導要領に基づいた性教育を実施する。	指導課
		・性に関する相談の継続実施	・性に関する相談を実施する。	社会教育課
6	薬物乱用・喫煙防止のための教育の充実	・喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供	・視聴覚教材の提供を行う。	社会教育課
		・薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」を実施する。	
		・薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実	・教職員による「薬物乱用・喫煙防止をねらいとした授業」を実施する。 ・啓発チラシを配布する。	
		・未成年への喫煙等防止指導の実施	・未成年への喫煙等防止指導を実施する。	
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	・育児学級「パパママ教室」の実施	・父親の参加向上に向けての休日開催などの実施	健康づくり課
		・未成年に対するデートDV防止講座の実施	・市内高校でのデートDV防止出前講座の実施	男女共同参画センター
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	・妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・育児相談・育児学級の実施 ・妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ・電話相談の実施	・妊娠期からの健康管理について、今後も検診事業を始め保健事業を継続していく。 ・乳児期に訪問を行う「こんにちは赤ちゃん」訪問事業を通して、乳児をはじめ、親となる父母への支援として育児相談など保健サービスを提供していく。	健康づくり課
9	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	・母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発	・母子健康手帳交付時に健康管理カードの紹介を行うことで、健康管理を支援していく。	健康づくり課

### 3. 男女共同参画プランよっかいち・実施計画の推進体制フロー



## 4. 実施計画の進捗に関して参考とする指標

基本目標	項目	実績値等	備考
	男女の地位が平等と感じている人の割合	11.8%	19年3月調査
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合	58.4%	19年3月調査
	男女共同参画センター利用者数	14,087人	21年度実績
	市の一般行政職における管理職（課長級以上）の女性割合	6.7% (13人/194人)	22年4月1日現在
	女性人材リスト <sup>1</sup> 登録者数	99人	22年4月1日現在
	女性の自治会長の人数	17人/722人	22年4月1日現在
	保育所待機児童数	35人	22年10月1日現在
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合		22年度調査予定
	家族経営協定 <sup>2</sup> の締結数	20件	21年度実績
	母子世帯数 上記の内、生活保護を受給している世帯数	3,495 183	21年度実績
	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	2,146 1,328	21年度実績
	一時保護を行った件数と人数	件数 13件 人数 31人	21年度実績
	DV防止法による保護命令の発令件数	9件	21年度実績

の意識調査にかかる数値についてはおおむね5年に1回調査を行う。

### 【用語解説】

#### 1 女性人材リスト

教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の人選に役立てる目的で市が作成しているリスト。

#### 2 家族経営協定

日本の農業経営は家族経営が一般的であり、農業に従事するのは経営主（世帯主）、配偶者等家族全員である。しかし収入は経営主に帰属するので、経営主と同じように働く配偶者やその他の家族には働きに見合う収入は認められていない。家族経営協定とは、農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするために家族内でつくられるルール。家族経営協定が締結されることにより、共同経営者である女性も認定農業者になれる、農業者年金に加入できるなど、農業経営における女性の地位向上が図られる。